

葉山町消防団条例の一部を改正する条例

葉山町消防団条例(昭和35年葉山町条例第261号)の一部を次のように改正する。

(別紙)

令和4年2月10日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

消防団員の報酬の引上げを行うため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町消防団条例の一部を改正する条例

葉山町消防団条例（昭和35年葉山町条例第261号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第13条第1号を次のように改める。

（1）住民に対し常に災害の予防及び警戒心の喚起に努めなければならない。

第14条第1項を次のように改める。

団員には、階級に応じ別表第2に定める年額報酬を、災害、警戒及び訓練の職務に従事する場合においては、別表第3に定める出勤報酬を支給する。

第15条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

別表第2中

「

33,000	32,000
円	円

」を「

37,000	36,500
円	円

」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（14条関係）

区分	1日当たりの金額
災害出勤（4時間未満）	4,000円
災害出勤（4時間以上）	8,000円
警戒出勤	3,000円
訓練出勤	3,000円

備考 災害の鎮圧、警戒及び訓練のための出勤が年末（12月29日から同月31日まで）及び年始（1月1日から同月3日まで）であるときは、上記の金額に2,000円を加算して支給するものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町消防団条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

消防団員の報酬の引上げを行うため、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

- ( 1 ) 班長の年額報酬を 33,000 円から 37,000 円に、その他の団員の年額報酬を、32,000 円から 36,500 円に増額することとした。
- ( 2 ) 団員が災害、警戒、訓練の職務に従事する場合に支給していた費用弁償を出動報酬とし、出動報酬を次のとおりとすることとした。

区分	1 回あたりの金額	摘要
災害出動 ( 4 時間未満 )	3,000 円	日をまたぐ出動の場合は、暦日を 1 回とし、連続する出動時間の合計により区分を適用する。
災害出動 ( 4 時間以上 )	4,000 円	
警戒出動	3,000 円	
訓練出動	3,000 円	



区分	1 日当たりの金額
災害出動 ( 4 時間未満 )	4,000 円
災害出動 ( 4 時間以上 )	8,000 円
警戒出動	3,000 円
訓練出動	3,000 円

- ( 3 ) その他所要の改正を行うこととした。

## 3 施行期日

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。

葉山町消防団条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町消防団条例 昭和35年 1 月11日条例第261号</p> <p>( 服務心得 )</p> <p>第 9 条 団員は、団長の招集によって出勤し、服務するものとする。</p> <p>2 招集を受けない場合であっても、<u>災害( 水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。 )</u>の発生を知ったときはあらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し服務に就かなければならない。</p> <p>第13条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>( 1 ) <u>住民に対し常に災害の予防及び警戒心の喚起に努めなければならない。</u></p> <p>( 2 ) ~ ( 8 ) ( 略 )</p> <p>( 報酬 )</p> <p>第14条 <u>団員には、階級に応じ別表第 2 に定める年額報酬を、災害、警戒及び訓練の職務に従事する場合には、別表第 3 に定める出勤報酬を支給する。</u></p> <p>2 ( 略 )</p> <p>( 費用弁償 )</p> <p>第15条</p> <p>団員が公務のため出張したときは、別表第 4 に定める旅費を費用弁償として支給する。</p> <p>2 ( 略 )</p> <p>3 <u>前 2 項の費用弁償の額は、時宜によりその定額を減少し、又は一部を支給しないことができる。</u></p>	<p>葉山町消防団条例 昭和35年 1 月11日条例第261号</p> <p>( 服務心得 )</p> <p>第 9 条 団員は、団長の招集によって出勤し、服務するものとする。</p> <p>2 招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害の発生を知ったときは</u>あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し服務に就かなければならない。</p> <p>第13条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>( 1 ) <u>住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、身を挺してこれに当る心構えを持たなければならない。</u></p> <p>( 2 ) ~ ( 8 ) ( 略 )</p> <p>( 報酬 )</p> <p>第14条 <u>団員には階級に応じ別表第 2 に定める報酬を支給する。</u></p> <p>2 ( 略 )</p> <p>( 費用弁償 )</p> <p>第15条 <u>団員が災害の鎮圧、警戒及び訓練のため出勤したときは、別表第 3 に定める費用弁償を支給する。</u></p> <p>2 団員が公務のため出張したときは、別表第 4 に定める旅費を費用弁償として支給する。</p> <p>3 ( 略 )</p> <p>4 <u>前 3 項の費用弁償の額は、時宜によりその定額を減少し、又は一部を支給しないことができる。</u></p>

改正後										改正前											
別表第2(14条関係)										別表第2(14条関係)											
階級	本団			分団						ポンプ 操縦員	階級	本団			分団						ポンプ 操縦員
	団長	副団 長	本団 部長	分団 長	副分 団長	部長	班長	その他 の団員	分団 長			副分 団長	部長	班長	その他 の団員						
年 額	92,0 00 円	72,0 00 円	38,0 00 円	56,0 00 円	47,0 00 円	38,0 00 円	37,0 00 円	36,500 円	23,000 円	年 額	92,0 00 円	72,0 00 円	38,0 00 円	56,0 00 円	47,0 00 円	38,0 00 円	33,0 00 円	32,000 円	23,000 円		
別表第3(14条関係)										別表第3(15条関係)											
区分		1日当たりの金額								区分		1回あたりの金額		摘要							
災害出動(4時間未満)		4,000円								災害出動(4時間未満)		3,000円		日をまたぐ出動の場合は、							
災害出動(4時間以上)		8,000円								災害出動(4時間以上)		4,000円		暦日を1回とし、連続する							
警戒出動		3,000円								警戒出動		3,000円		出動時間の合計により区							
訓練出動		3,000円								訓練出動		3,000円		分を適用する。							
備考 災害の鎮圧、警戒及び訓練のための出動が年末(12月29日から同月31日 日まで)及び年始(1月1日から同月3日まで)であるときは、上記の金 額に2,000円を加算して支給するものとする。										備考 災害の鎮圧、警戒及び訓練のための出動が年末(12月29日から同月31 日まで)及び年始(1月1日から同月3日まで)であるときは、上記の金 額に2,000円を加算して支給するものとする。											